

大分県報

令和七年
第六一二号
五月三十日

（金曜日）

目次

公安委員会規則	一
大分県道路交通法施行細則の一部改正	一
確認事務の委託の系統等に関する細則の一部改正	四
企業局管理規程	四
大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正	四
病院局管理規程	四
大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	四
告 示	四
家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	四
解除予定保安林	五
付保義務の発生	五
大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領の一部改正	五
道路の供用開始（三件）	五
警察本部訓令	五
大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	六
大分県警察少年警察活動規程の一部改正	六
企業局訓令	六
大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	六
病院局訓令	六
大分県病院局臨時任用職員の管理に関する規程の一部改正	七
大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正	七
公 告	七

開発行為の完了.....七
落札者等の公示.....七

○公安委員会規則

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年5月30日

大分県公安委員会委員長 久 家 里 三

大分県公安委員会規則第8号

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号ウ中(セ)を(ツ)とし、(イ)から(ス)までを(ウ)から(セ)までとし、(フ)の次に次のように加える。

(イ) 保健師、看護師若しくは准看護師が医師の指示を受け患者宅等の緊急訪問を行うために使用中の車両又は助産師が妊産婦宅等の緊急訪問を行うために使用中の車両
第3条第2項中「前項第2号キに係る申請にあつては通行禁止除外指定車標章交付（更新）申請書（第3号様式）2通を、前項第4号ウ又はエに係る申請にあつては駐車禁止除外指定車標章交付（更新）申請書（第4号様式）」を「除外標章交付申請書（第3号様式）」に改め、「それぞれ」を削り、同条第3項第1号中「又はその写し」を削り、同号イを次のように改める。

イ 当該車両に係る用務を説明する書面
第3条第3項第2号を次のように改める。

(2) 第1項第4号エに掲げる車両に係る標章 次に掲げる書面

ア 標章の交付を受けようとする者が第1項第4号エ(ア)までに掲げる者のいづれかに該当することを説明する書面

イ 標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足る書面
第8条第1項第4号中「およそ不可能」を「困難」に改め、同号イ中「300メートル」を「100メートル」に改め、同条第2項第4号中「およそ不可能」を「困難」に改め、同号イ中「300メートル」を「100メートル」に改め、同条第3項中「第7号様式の2」を「第8号様式」に改め、同条第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加え

る。

ただし、警察署長が認めたときは、その一部又は全部を省略することができる。

第8条第4項に次の1号を加える。

(3) 許可を受けようとする駐車に係る用務を疎明する書類

第8条中第4項を第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 前項の許可を受けようとする駐車の場所が、当該駐車に係る用務の性質上、県内の2以上の警察署の管轄区域にわたる場合は、前項の申請書は、そのうちのいずれかの警察署に提出すれば足りる。

第2号様式の(裏)中「同法第75条の8」を「第75条の8第1項」に改め、「第47条」の次に「及び第49条の3第3項」を加える。

第2号様式の2の(裏)中「同法第75条の8」を「第75条の8第1項」に改め、「第47条」の次に「及び第49条の3第3項」を加え、「被交付者等が」を「被交付者が」に改め、「等(法人等)については、当該法人等の所在地及び名称を記載」を削る。
第3号様式を次のように改める。

第3号様式（第3条関係）

除外標章交付申請書		年 月 日
大分県公安委員会 殿		
住所（所在地）		
ふ り が な		
氏 名（名 称）		
電 話 番 号		
その他の連絡先		
標 章 の 名 称		
番 号 標 に 表 示		
されている番号		
除外を受けよう		
とする 期 間		
除外を受けよう		
とする 区 間		
	☐ 以下の公安委員会が定める業務に使用する	
除外を受けよう		
とする 理 由	☐ 以下の公安委員会が定める障害を持つ者が乗車する	
備 考		

第4号様式を次のように改める。
第4号様式 削除

第7号様式の2を削る。
第8号様式を次のように改める。

第8号様式（第8条関係）

警察署長 殿		駐車許可申請書		年 月 日
住所 (所在地)				
申請者 氏名 (名称)				
電話				
番号標に表示されている番号				
許可を受けようとする日時期間				
許可を受けようとする場所				
許可を受けようとする理由				

第 号

駐 車 許 可 証

上記のとおり許可する。ただし、次の条件に従うこと。

条 件	
-----	--

年 月 日

警 察 署 長 印

備考 1 申請者は太枠内を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則 (施行期日) 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。 (経過措置) 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の大分県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の大分県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。 3 この規則の施行前に交付された旧規則第3条第1項第4号ウの規定による第2号様式及び同号エの規定による第2号様式の2の標章並びに旧規則第8条第6項の規定による第8号様式の許可証は、当該標章及び許可証の有効期間が満了するまでの間は、新規則第3条第1項第4号ウの規定による第2号様式及び同号エの規定による第2号様式の2の標章並びに新規則第8条第7項の規定による第8号様式の許可証とみなす。 ~~~~~ 確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年5月30日 大分県公安委員会委員長 久 家 里 三 大分県公安委員会規則第9号 確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則 確認事務の委託の手続等に関する細則（平成18年大分県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。 第4号様式、第7号様式（裏）及び第13号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 附 則 この規則は、令和7年6月1日から施行する。	
○企業局管理規程 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和七年五月三十日 大分県企業局長 渡 辺 淳 一 大分県企業局管理規程第六号	大分県報（公安委規則・企業局管理規程・病院局管理規程・告示） 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。 第二十五条の二第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第二十五条の三第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 附 則 この規程は、令和七年六月一日から施行する。
○病院局管理規程 大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。 令和七年五月三十日 大分県病院局長 佐 藤 昌 司 大分県病院局管理規程第六号 大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 大分県病院局職員の給与に関する規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十三号）の一部を次のように改正する。 第四十八条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 第四十九条第一項第一号及び第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 附 則 この規程は、令和七年六月一日から施行する。	○告 示 大分県告示第二百五十八号 家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により、次のとおり家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を開催する。 令和七年五月三十日 大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 一 開催期日 令和七年六月三十日から同年八月六日まで 二 開催場所 竹田市久住町大字久住三九八九―一 大分県農林水産研究指導センター畜産研究部

三 家畜の種類 牛
四 受講資格 家畜人工授精師免許証（牛）を有する者

大分県告示第二百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和七年五月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 解除予定保安林の所在場所

豊後高田市田染相原字三ツ石二二八番四二・二二八番四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに豊後高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第二百六十号

佐伯市加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和七年五月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第二百六十一号

大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和六十年大分県告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

令和七年五月三十日

別表第二第十二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
大分県知事 佐藤 樹一郎

令和七年五月三十日

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和七年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。以下同じ。）に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑を宣告された者は、この告示による改正後の大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領別表第二の規定の適用については、拘禁刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁刑を宣告された者とみなす。

大分県告示第二百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道湯平温泉線	由布市湯布院町下湯平字中ノ瀬九三五番一から 由布市湯布院町下湯平字小屋床八五番一 四まで	令七・五・三〇

大分県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県報（告示）

道路の種類及び路線名		供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
主要地方道日之影字目線		佐伯市字目大字南田原字影ノ平五六八番九から 佐伯市字目大字南田原字堂ノ脇一八七番二まで	令七・五・三〇
~~~~~			
大分県告示第二百六十四号			
道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、令和七年五月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 令和七年五月三十日			
大分県知事		佐	藤 樹 一 郎
道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日	
県道田野野上線	玖珠郡九重町大字野上字堀田三四六〇番一 地先から 玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九五六番 三地先まで	令七・五・三〇	
○警察本部訓令			
大分県警察本部訓令第22号			
警察本部 警察学校署		警察本部 警察学校署	
大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程（令和2年大分県警察本部訓令第26号）の一部を次のように改正する。 令和7年5月30日			
大分県警察本部長 峰 野 徹			
第5号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。			

附 則	
この訓令は、令和7年6月1日から施行する。 ~~~~~	
大分県警察本部訓令第23号	
警察本部 警察学校署	
大分県警察少年警察活動規程（平成14年大分県警察本部訓令甲第23号）の一部を次のように改正する。 令和7年5月30日	
大分県警察本部長 峰 野 徹	
第33条第1項第3号中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。 附 則	
この訓令は、令和7年6月1日から施行する。	
○企業局訓令	
大分県企業局訓令第七号	
警察本部 事業所	
大分県企業局訓令第八号	
警察本部 事業所	
大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程（昭和四十三年大分県企業局訓令第三号）の一部を次のように改正する。 令和七年五月三十日	
大分県企業局長 渡 辺 淳 一	
第一号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。 附 則	
この訓令は、令和七年六月一日から施行する。 ~~~~~	
大分県企業局訓令第八号	
警察本部 事業所	
大分県企業局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県企業局訓令第一号）	

の一部を次のように改正する。   令和七年五月三十日   大分県企業局長 渡 辺 淳 一   第一号様式中「<u>第</u>」を「<u>第</u>」に改める。   附 則   この訓令は、令和七年六月一日から施行する。		〇病院局訓令   大分県病院局訓令第五号   大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）の一部を次のように改正する。   令和七年五月三十日   大分県病院局長 佐 藤 昌 司   第一号様式中「<u>第</u>」を「<u>第</u>」に改める。   附 則   この訓令は、令和七年六月一日から施行する。		〇公 告   令和七年五月三十日   大分県病院局長 佐 藤 昌 司   この訓令は、令和七年六月一日から施行する。	
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。   令和七年五月三十日   大分県知事 佐 藤 樹 一 郎   一 開発区域に含まれる地域の名称   日田市大字三和字五反田四十九番二、四十九番七、五十番二、五十番二十、五十番二十一、五十一番一、五十一番三、五十一番四、五十一番五、五十一番六、五十一番七及び五十八番二並びに五十一番三、五十一番四、五十一番七及び五十八番二の各地先里道並びに五十一番三、五十一番六、五十八番二及び五十九番の各地先水路並びに字迫町六十三番、六十四番一、六十四番二、六十四番六、六十四番七、六十四番八及び六十四番九並びに六十四番六、六十四番七及び六十四番九の各地先里道   二 開発区域の面積   七千二百七・六六平方メートル   三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名   日田市大字庄手六百四十七番地   株式会社日田淡水魚センター 代表取締役 石 井 嘉 英   完了検査年月日   令和七年五月一日   四   次のとおり落札者等について公示する。   令和七年五月三十日   大分県企業局長 渡 辺 淳 一   一 落札に係る物品等の種類及び数量   薬品（ポリ塩化アルミニウム（PAC））（年間単価契約）   規格 JIS K一四七五   予定購入数量 約千三百トン   二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地   大分県企業局   大分市大手町三丁目一番一号   三 落札者を決定した日   令和七年四月七日					

四 落札者の氏名及び住所

エア・ウォーター・マテリアル株式会社 福岡事業所 所長 梶山 茂典  
福岡県福岡市博多区上呉服町十番一号

五 落札金額

一トン当たり五万三千七百九十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和七年三月二十一日